

防犯灯の増設についてありますが、五ヶ年計画とか六小や二中だけではなく、いろいろな所がまだ暗いということはよくわかるのですけれども、立て看板だけでは非行だとかの防犯にはならないし、道路照明灯や防犯灯の位置付けもありましたけれども、私はとにかく明るくなれば、そういう点はいいと思います。小学校や中学校の回りというのは、道路照明灯というよりは防犯という意味で、私は防犯灯ということで一般質問をやらせていただいたわけでもございますが、歩いてみまして確かに二中の裏などは、ここがそういうふうには呼ばれているのかというふうな点で、本当に暗くて、大人が歩いても非常に危険な所ではないかと思ひます。中学生になれば、体も考え方も一人前になってくるし、小生に早く帰れというふうな位置づけがされていくけれども、いまの現状、教育などを見ると、とても日のあるうちに帰れる子供ばかりではないと思ひます。そういう点で特に六小の回りはほとんど街灯がついていないようですけれども、公園があたりして、公園にそういう照明がついていますけれども、その照明が非常に暗いんです。ですからいまある街灯の蛍光灯、これを水銀灯にかえられる考え方があるかないかというのと、せっかく街灯があるのに樹木がじゃまをして光をさえぎっているという

問題も、いまは夏場だから特にそういう問題があると思うのですけれども、こういう点では樹木の問題も、電気がついているからいいということではなく、明るくなければ結果的には意味ないのだから、そういう問題なんかもどのようにされていくのかということをもう一度質問したいと思ひます。

○福祉事務所長(八木房雄君) 自席からお答えいたします。

すみれ保育園の長時間保育のことでもございますが、どうしてもできないのかということでもございますが、やはりつくし保育園におきましては、五十一年の四月から特例保育ができていくということでもございますが、それと同時に、すみれ保育園においても一緒に実施したかったわけでもございますが、保母との話し合い、又保護者の人数の問題もあつたと思ひます。保護者からの特例保育の希望の多いところと少ないところという問題もあつたと思ひます。現在に至つては保護者からも現実に一名だけが申し込まれておりますが、やはり他の園の方に行っている方もおりますので、今後この問題については、やはり特例保育をやるべく、保母と一緒にやりまして一応話し合つて、できるだけ早くできるようにやつてまいりたいと考えております。

○建設課長(本林田 進君)

二中と六小の関係でございますけれども、御指摘をいただきました二中の横の雑木林、所でございすけれども、そこには現在百ワットの水銀灯が二灯設置してございます。実際に通りまして、確かに雑木林がそのままで放置されているという形で、実際に道路照明灯あるいは防犯灯としての効果を若干妨げているのではないかと考えておりますので、これらにつきましては、権利者の方とも十分連絡をとりまして、そうした道路照明灯の効果について十分発揮できるように処置してまいりたいと考えております。

六小のこの照明の関係でございますけれども、六小につきましてはすでに四百ワットないしは百ワットの照明灯を五十一年度、五十二年度である程度設置してございます。いま御指摘をいただきました螢光灯を水銀灯に切りかえるというお話でございますけれども、そういう点につきましても、道路照明灯の設置につきましては道路を系統的に明るくすることとございまして、前に設置されている螢光灯につきましては、その時点で取りはずす等の措置をとっております。六小につきても六小の現在の正門の所については四百ワットが各三灯程度ついていると思っております。六小から下がりまして、病院との間につき

ましてなかなか系統的に道路照明灯はついていると思ひますけれども、なお今後調査いたしました、暗くて防犯上あるいは交通上支障のある所につきましては、できるだけ整備を急いでまいりたいと考えております。

○一番(原 敏子君)

すみれ保育園の長時間でございますけれども、現実に一名だけ希望者がいると言われましたが、つくし保育園も同じようなことがあったのではないかと思ふんです。しかし実施すればほかの保育園に通っていた人たちも、やはり自分の近くの保育園に通えるということにもなると思ひます。自分の園を出たものを他の保育園で解決してもらうという考え方も出ますので、一名だけでできないということではなく、保育園そのもののあり方を考えていただいて、なるべく早く保母さんとの話し合いで、保母さんに犠牲を強いるわけはありませんが、保母さんの勤務時間とか、勤務状態等もあわせていただいた上で、前向きに解決して、できることならば来年の四月からすみれ保育園の長時間保育を実施いたしますというような御答弁を私はいただきましたたけですが、ぜひそのような方向で努力していただきたいと思います。

防犯灯ですけれども、やはり通学路、子供たちが一番多く歩く道は優先して

つけていただけるというお話がありましたので、ぜひそのように一日も早く福生から暗い道をなくすように努力していただきたいと思います。

○議長(岩田 博君) 以上で一般質問を終わります。

○議長(岩田 博君) 二時十五分まで休憩いたします。

午後二時二分 休憩

午後二時十五分 開議

○議長(岩田 博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第四議案第八十号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長 上野重勝君 登壇)

○企画財政課長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、議案第八十号につきまして、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本条例は議会の議決を必要とする工事及び製造等の工事請負金額の範囲を指示してあります条例でございます。この根拠となっておりますのは

地方自治法第九十六条及び政令第二百一十一条に規定されております。その

金額は、都道府県においては一億円以上、政令都市においては六千万円以上、

一般の市において三千万円以上、町村の場合一千万円以上と従来規定されて

おりましたが、去る七月二十二日、この政令の改正が行われまして、それぞれの金

額が三倍に引き上げられました。したがいまして、市の場合、従来三千万円

であったものが九千万円に引き上げられたわけでございます。この政令の施行に

伴いまして、自治省の通達として、この政令趣旨の本旨にかんがみまして、す

みやかに条例改正を行うように、又、この附則におきましては、この政令の金

額は現在施行されております条例が改正されるまでの間は、条例が優先

をするというふうに規定をされてございます。第二条につきましては、ただいまの三千万円以上を九千万円以上に改めるという基本的な改正でございまして、なお第三条におきましては字句の改正を行った次第でございまして、以上、雑駁でございますが、議案第八十号の説明といたします。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二番(松山 清君) これによつて三千万円から九千万円に上がるわけだ。議

会議員から見れば、議員の権限の問題をこれによつて縮小されるという考
えが出てくるわけだ。そういうところから見ると、いろいろ問題があるわけだ。

が、当市において過去五年ほどで三千万円以上で議会の同意を得た金額
というのはどの程度あったか。九千万円以上だとどのくらいであるかお聞きしたい。
なければ調べていただきたいと思います。それとあわせて、課長の説明の中で、この
市条例の改正をしなければ、現行の市条例が優先していくんだというふうに聞
いたんですが、それでいいのですか。

○企画財政課長(上野重勝君)

五十一年度の条例でございますと、三千万円
以上の議決事項というのが十件ございます。五十年度以降はかなり事業

が多くなっていると思っております。この程度と思ひますが、その前の年度に
つきましたはさほど数は多くないと考えております。

五十二年度については、
現在までのところ二件でございます。

先ほど説明でちやうと落としたが、この政令の金額は十二月三十一日以降
は、この政令の金額が優先するということになっておりますので、十二月三十一日
以降は条例改正がなされなくても政令の金額になるということでございます。

○二番(松山 清君)

五十一年度は三千万円以上が十件ということで、九千万円以上は
そういう何件であったか。少なくとも十二月、ことし一ぱいはこの条例を改正しなくて
もある意味ではかまわないということですね。ぎりぎりまでもつていても、それであ
れば何も無理してこの議会に出す必要も特にないのではないかと思ふんです。

○企画財政課長(上野重勝君)

九千万円以上、五十一年度においては二件ござい
ます。五十二年度においてはいまのところございませぬ。それから十二月三十一日

以降は政令が優先するということでございますが、この政令を制定した趣旨と
申しますのは、現在景気停滞の中で、景気浮揚策の一環として工事を促
進するという側面があるわけだ。したがしまして自治省の指導の中で、政令
改正の趣旨をかんがみて、できるだけ早い機会に条例を改正しなさいという指導
がなされております。

○二番(松山 清君)

たとえばこの前の都道府県の工事発注状況の調査を

見ましても、おこなっている状況ではないということが出てきているわけです。そういう点から、この三十万円から九千万円に上げること、たとえば五十一年度には三十万円以上十件のうち九千万円以上二件と、極端に議会の議決を経る内容が少なくなるわけです。議会にかけたからといって、それほど契約が目に見えておくれるということはないと私は思うんです。そういう点で、あえてここでこれを出す必要はないのではないかという考えもあるわけですが、今後総務委員会でも、たぶん付託されると思います。そこで審議してまいりたいと思います。

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○十八番(東田正治君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十号については、総務委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま東田正治君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動

議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十号は総

務委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長(岩田 博君) 日程第五議案第八十一号 福生市民体育館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(教育委員会 社会教育課長 小野光朗君 登壇)

○教育委員会 社会教育課長(小野光朗君) 福生市民体育館条例の一部改

正条例の提案理由とその内容につきまして、御説明申し上げます。

今回改正したいと存じますものは、市民体育館を市民の利用等に関係なくプロレス等入場料を徴収する催しで使用する場合に、二階の試験技場を使用するのはほとんどですが、使用料は一時間六十円でございまして、現行ではそれに入場税法の規定によりまして入場税が課税される場合には、入場税というのは百円

以上と課税されておりましたが、その倍額、一時間一万二千円を使用料として徴しておりました。しかしながらこのたび入場税法の一部改正によりまして、興行等で体育館を使用する場合、三千円未満の入場料の場合には入場税が非課税になるというふうになったわけでございます。そのため今回市民体育館の使用料は入場税の課税、非課税にかかわらず、入場料の額にたじまして加算した使用料を徴収することができるように改めたいというものでございます。

それでは別表の内容につきまして御説明申し上げます。

宮利、宣伝を目的として入場料を徴収する場合の使用料は一時間六千円につきまして、アといたしまして入場料の額が、最高額一人当たり五百円未満の場合は百分の五十、五百円以上一千円未満の場合は百分の百、一千円以上の場合には百分の二百の額を加算しようとするもので、いままでの例ですとプロレス等の興行の場合、一時間六千円の倍額二万二千円に、使用時間約十時間と乗じました額十二万円であったものが、今回の改正によりまして、六千円に百分の二百の加算額一万二千円を加えた額二万八千円となり、十時間といたしますと十八万円、約六万円の増額が見込まれることとなります。又、その結果は、他のこのよう

な規模の体育館並みにも準じた金額にもいたそうとするものでございます。又、本条例の改正に伴いまして、プロレス等年三回くらい興行賃いたしましたすと約十八万円程度の収入増になると思っておりますが、本条例の改正に伴います今回の歳入計上額につきまして、現状ではいままでの経過及び今後の申し込みの確認等がまだなされておきませんので、次の段階におきまして検討させていただきたいと思っております。なお本条例は公布の日から施行したいと思っております。

以上大変雑駁な説明でございますが、何とぞ慎重御審議をいただきますし、御可決いただきますようお願いいたします。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○十八番(東田正治君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十一号につきましては、総務委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま東田正治君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十二号

は総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田 博君) 日程第六 議案第八十二号 福生市児童育成手当条

例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(福祉事務所長 八木房雄君 登壇)

○福祉事務所長(八木房雄君) 御指名をいただきまして、議案第八十二号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例について、その提案理由並びに内容について御説明を申し上げます。

本条例は東京都の児童育成手当に関する条例の一部を改正する条例が六月に公布されまして、額の引き上げの通知がまいりましたために、今回支給額の引き上げを行おうというものでございます。

内容につきましては第五条の第一項の表中、四千円を四千五百円に改めようとするものでございますが、これにつきましては、育成手当は義務教育終了前の児童で父又は母の死亡、行方不明等の児童、養育者に支給する手当でございます。十月から一月分の三ヶ月分でございまして、実人員は三百三十六人でございます。それから六千円を六千五百円に改めようとするものでございまして、これは障害者手当でございます。二十歳未満で精神障害者中度以上、身体障害者二級以上、脳性麻痺又は進行性筋萎縮症の方々に支給するものでございます。これも十月から一月分でございまして、その人員は四十七人でございます。全額都費負担でございます。

はなはだ雑駁な説明でございしますが、慎重審議をいただきまして、原案どおり御決定くださるようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

○議長(岩田 博君)

以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

以上で質疑を終わります。

○十八番(東田正治君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十二号については、  
に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

お諮りいたします。

ただいま東田正治君から、本案は厚生委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

御異議なしと認めます。

よって議案第八十二号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田 博君)

日程第七 議案第八十三号 福生市老人福祉手当条

例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(福祉事務所長 八木房雄君 登壇)

○福祉事務所長(八木房雄君)

御指名をいただきました。

議案第八十三号 福生市

老人福祉手当条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由並びに内容について御説明を申し上げます。

本条例も東京都老人福祉手当に関する条例が、本年六月一部改正がなされました。その額を引き上げの通知がまいりましたので、本条例も支給額を引き上げようとするものでございます。

内容につきましては、支払いは四月、八月、十二月でございます。九千五百円を一万五百円に改めようとするものでございます。

なお、この手当は六十五歳以上の人で、六ヶ月以上寝たきりのままの状態及び入院されている等の方に支給する手当でございます。附則としまして、この条例は昭和五十二年十月一日から支給したいということでございます。

以上、大変難解な説明でございますが、慎重審議いただきました。御決定くださるようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○十八番(東田正治君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十三号については、厚生委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま東田正治君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十三号は厚生

生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田 博君) 日程第八 議案第八十四号 福王市重度心身障害

者福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(福祉事務所長 八木房雄君)

○福祉事務所長(八木房雄君) 御指名をいただきました。議案第八十四号

福王市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例について、その提案理由並びに内容について御説明を申し上げます。

この議案も東京都身体障害者福祉手当に関する条例の一部を改正する条例が本年六月に公布されまして、額の引き上げの通知がまいりましたので、本条例の額を引き上げようとするものでございます。

内容につきましては、支払いは四月、八月、十二月でございまして、第三条中六千円を六千五百円に改めようとするものでございます。この支払いは十月十一月分でございます。身体障害者の一級の方三十三人、二級の方六十七

人の該当者でございます。附則といたしまして、この条例は昭和五十二年十月一日から施行したいということでございます。

以上推駁な説明でございますが、慎重審議いただきまして、原案とおリ御決定くださいますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○十八番(東田正治君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十四号については、厚生委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま東田正治君から、本案は厚生委員会に付託されたいとの動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十四号は厚生

委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田 博君) 日程第九 議案第八十五号 福生市心身障害者福祉

手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(福祉事務所長 八木房雄君 登壇)

○福祉事務所長(八木房雄君) 御指名をいただきまして、議案第八十五号 福生市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例について、その内容及び提案理由を御説明申し上げます。

本条例は、さきに議案第八十四号並びに八十三号でも御説明申し上げました。東京都の重度心身障害者の福祉手当条例の改正に伴いまして、これは全額福生市の負担でございますが、一、二級で東京都の方で救済していたところで、本条例は三級及び四級の方を救おうとするものでございまして、